

随意契約理由書

本工事は、泉南市信達童子畑にある堀河ダム内の取水ゲートを泉南市役所の端末機器により遠隔操作を行う機能を付加するものである。

当初、堀河ダム整備（31-1）工事として令和元年9月4日、条件付一般競争入札として公告し、令和元年10月3日開札したが予定価格の範囲内の入札がなく、令和元年10月8日再度入札したものの、この再度入札についても予定価格の範囲内の入札がなかった。

本工事は、プラント電気通信設備工事であるため、参加条件緩和や積算の見直しが困難であることから再度入札公告を行わず、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行いたい。